

令和4年度東北町新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び衛生意識の向上を図るため、町内の事業者等に対し感染拡大防止に資する物品の購入等に要する経費について、予算の範囲内で令和4年度東北町新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、東北町補助金等交付規則（平成17年東北町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日時点で、町内に店舗又は事業所を有する事業者又は団体とする。

(補助対象経費、補助金の額及び補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度東北町新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、郵送により町長に提出しなければならない。ただし、郵送による提出が困難な場合に限り、他の方法により提出することができるものとする。

- (1) 直近の確定申告書類又は住民税申告書類等の控え等の写し
- (2) 事業の許可が必要な業種にあつては、業種に係る営業に必要な許可等を取
得していることが分かる書類の写し
- (3) 事業の許可等を必要としない業種にあつては、店舗又は事業の分かる書類
の写し及び店舗の外観写真
- (4) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、町が保有する前項第1号及び同項第2号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 補助金の申請は、事業者又は団体につき1回を限度とし、店舗又は事業所1つにつき感染拡大防止に向けた物品等購入及び設備導入事業とする。

(申請受付期間)

第5条 補助金の交付に係る申請の期間は、令和4年5月1日から令和5年2月28日までとする。

- 2 郵送による提出は、前項に規定する申請受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(補助金の交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定及び補助金額を確定し、令和4年度東北町新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付決定及び補助金額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金は、前項により額を確定した後に口座振込の方法により交付するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による交付の決定及び補助金額の確定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、町長が確認等に努めたにもかかわらず、第6条の受付期間中に申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の返還を求めるものとする。

(財産の処分)

第9条 補助事業により取得した財産を、町長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付するものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第10条 規則第15条により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳その他関係書類を減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまで整備保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間
感染拡大防止に向けた物品等購入	<p>(1) マスク、フェイスシールド、ペーパータオル、消毒液、ハンドソープその他の衛生用品の購入に係る経費</p> <p>(2) 体温計、飛沫感染防止用アクリル板、ついたて板（パーテーション）、透明ビニールカーテン・シート、ベルトパーテーション、ソープディスペンサー、自動消毒液噴霧器、換気扇、電子決済端末の導入に係る経費その他の物品等購入及び機器等導入費</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、その他感染拡大防止に必要があると町長が認めるもの</p>	店舗又は事業所1つにつき補助対象経費の合計額又は30,000円のいずれか低い額以内	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに支払いを完了したものに限る。